## MHM Asian Legal Insights

第 100 号 (2019 年 7 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ (編集責任者:弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. タイ : 関連会社への貸付、サービス提供について、外国人規制対象

事業から除外する旨の省令の正式施行

2. ベトナム : 知的財産法の改正

3. ミャンマー: 自動車及び建設機械・重機の輸入販売に関する Notification

の公表

4. シンガポール : ハラスメント防止法改正法の可決

5. インド : 会社法 (重要利益帰属者) 規則所定の報告書式の改訂版の公

表

今月のコラム ータイの温泉事情ー

### はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第100号(2019年7月号)を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. タイ:関連会社への貸付、サービス提供について、外国人規制対象事業から除外する旨の省令の正式施行

2019 年 6 月 25 日付けで、関連会社への貸付け、総務管理事業(いわゆるバックオフィス)等の一定の事業を外国人事業規制対象(いわゆる外資規制の適用対象)から除外する旨の省令(Ministerial Regulation Re: Prescribing Service Businesses not subject to Application for Permission to Operate Foreign Businesses (No. 4) B.E. 2562(2019):「当該省令」)が正式に施行されました(例外となる対象事業の概要については、本レター第 99 号(2019 年 6 月号)にて解説しています)。

そして、当該省令において、今まで明確にされていなかった規制の対象外となる「関連会社」の定義が示されましたので、ご紹介いたします。

当該省令においては、以下のいずれかに該当する場合に「関連会社」に当てはまるものとされています。

## MHM Asian Legal Insights

- (a) ある法人(法人 A) において全株主・パートナーの過半数(頭数)を構成する者が、他の法人(法人 B) において全株主・パートナーの過半数を構成する場合の、法人 A と法人 B (なお、タイにおいて法人は、パートナーシップ又は会社という形で設立でき、パートナーとはパートナーシップにより法人を設立した場合の構成員をいいます)
- (b) ある法人(法人A)の全資本価値(登録資本金)の25%以上を所有する株主・パートナーが、他の法人(法人B)の全資本価値の25%以上を所有する株主・パートナーである場合の、法人Aと法人B
- (c) ある法人(法人A)が他の法人(法人B)の全資本価値(登録資本金)の25%以上を所有する株主・パートナーである場合の、法人Aと法人B
- (d) ある法人(法人A)の取締役又は経営権限を有するパートナー(無限責任構成員) の過半数が、他の法人(法人B)の取締役・経営権限を有するパートナー(無限 責任構成員)の過半数である場合の、法人Aと法人B

当該省令の施行により、タイにおける外資規制の対象となる日系企業やそのタイ子会社等は、外国人事業許可の取得という障壁なく、関連会社へ一部のサービス行為を提供できるようになり、機動的なグループ管理が従前よりも可能になったといえます。しかしながら、関連会社及び対象事業はあくまで限定的であり、外国人事業法(Foreign Business Act, B.E. 2542(1999))等の法令遵守のためにも、当該省令の正確な把握・適用が重要となります。

なお、例外となる対象事業の概要については、本レター第 99 号(2019 年 6 月号)をご確認ください。

(ご参考)

本レター第99号(2019年6月号)

http://www.mhmjapan.com/content/files/00036878/20190621-050458.pdf

弁護士 二見 英知

+66-2-633-8350 (バンコク)

Midetomo.futami@mhm-global.com

弁護士 白井 啓子

+66-2-266-6485 (Ext: 322) (バンコク) keiko.shirai@mhm-global.com 弁護士 細川 怜嗣

+66-2-266-6485 (Ext: 325) (バンコク)

reiji.hosokawa@mhm-global.com

\*2019年7月1日からメールアドレスのドメインが変更となりました。

## 2. ベトナム:知的財産法の改正

ベトナムの知的財産法は 2005 年制定・2006 年施行後、2009 年に一部改正され現在 に至りますが、2019 年 6 月 14 日、国会において知的財産法の一部を改正する法律(「改

## MHM Asian Legal Insights

正法」) が可決され、2019年11月1日より施行されることとなりました。

今回の知的財産法の法改正は、CPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)(ベトナムにおいては 2019 年 1 月 14 日より発効)を踏まえた国内法整備として行われたものであり、改正項目は多岐にわたりますが、本稿ではその主な内容をご紹介します。

### (1) 商標に関するライセンス契約に関する変更

現行の知的財産法(「現行法」)では、登録により発生する工業所有権(発明、工業デザイン、商標、地理的表示等について保護を受ける権利)に関するライセンス契約については、当事者間では、その合意により効力を生じるのに対して、ライセンス契約の効力を第三者にも主張するためには、ライセンス契約をベトナム国家知的財産権庁(National Office of Intellectual Property of Vietnam:「NOIP」)に登録する必要があるとされています。これに対し、改正法においては、依然として、工業所有権に関するライセンス契約の効力を第三者に主張するには原則としてNOIPへの登録が必要とされているものの、商標に関するライセンス契約については、例外的に、NOIPに登録することなく、第三者との関係でもその効力が生じることが認められています。そのため、改正法に基づけば、商標に関するライセンス契約については、当事者間で合意することにより、当事者間のみならず第三者に対してもその効力を主張できることとなります。

また、現行法においては、商標権者は登録された商標の使用義務を負い、登録された商標を正当な理由なく連続5年間使用しない場合には、当該商標権者は商標権を失うこととされています。この商標の使用義務に関して、改正法では、商標権者自身による商標の使用のみならず、ライセンス契約に基づきライセンシーが商標を使用した場合にも、上記連続5年間を計算する上で商標が使用されたものとして取り扱われることが明確化されました。

なお、改正法の施行日は 2019 年 11 月 1 日ですが、以上の法改正の効力発生日は CPTPP のベトナムにおける発効日である 2019 年 1 月 14 日に遡ることとされています。その結果、2019 年 1 月 14 日よりも前に締結された未登録の商標に関するライセンス契約については、2019 年 1 月 14 日以降、登録なくして第三者との関係でも効力を主張できることとなります。

#### (2) 発明の新規性喪失の猶予要件の緩和

知的財産法上、特許権の保護要件の1つとして、発明の新規性(大要、発明登録の 出願前に公表されていないこと)が必要ですが、現行法は、出願前に発明が公表され た場合でも、一定の場合には、公表から6か月以内に出願することにより、新規性が 失われないこととされています。

# MHM Asian Legal Insights

この発明の新規性喪失の猶予要件について、改正法では、以下の表のとおり、猶予対象となる公表の範囲が拡大し、また猶予期間が延長されることが予定されています。この法改正についても、効力発生日は 2019 年 1 月 14 日に遡ることとなります。

	現行法	改正法
猶予対象となる	(a) 登録権者(発明者・その所	登録権者自身、又は登録権者か
公表	属する組織等の当該発明	ら直接又は間接に情報を取得
	を登録する権利を有する	した第三者による公表
	者)の許可を得ない第三者	(一定の場合を除き、当局によ
	による公表	る登録申請内容の公表等を含
	(b) 登録権者による科学的提	む)
	示の形態での公表	
	(c) 登録権者によるベトナム	
	国内博覧会又は公式・公認	
	の国際博覧会における展	
	示	
猶予期間	公表の日から6か月	公表の日から 12 か月

### (3) 地理的表示の保護範囲

現行法上、地理的表示(特定の区域、地域、地方又は国から産出する商品の表示に使用される標識)については、地理的表示を付した商品がその表示区域等の産出物であり、その商品の評判・特性が本質的にその表示区域等の地理的環境によるものである場合、現行法による保護の対象とされています。この地理的表示の保護範囲に関して、現行法は、以下の表に記載の4つの類型を保護の対象外として規定していますが、改正法では、うち2類型(No.1及びNo.3)についてその内容が変更されることが予定されています(効力発生日は上記(1)・(2)と同様です)。このうち、No.3については保護の対象外となる範囲が拡大され、No.1については基本的には条文解釈の明確化が図られたものと考えられます。

# MHM Asian Legal Insights

	改正前		改正後
1.	ベトナムにおいて一般的な商品名	1.	ベトナムの <u>関連消費者の認識におい</u>
	となっている名称・表示		<u>て、</u> 一般的な商品名となっている名
2.	現在又は今後保護又は使用されな		称・表示
	い外国の地理的表示	2.	(改正なし)
3.	保護されている商標と同一又は類	3.	保護されている商標又は登録申請が行
	似しており、その使用により商品		<u>われた(未登録の)商標</u> と同一又は類
	の原産地について混乱が生じるお		似しており、その使用が商品の原産地
	それがある地理的表示		について混乱が生じるおそれがある地
4.	実際の地理的原産地について消費		理的表示
	者を誤認させる地理的表示	4.	(改正なし)

今回の改正により、知的財産法は多くの点において CPTPP の定める要件を満たすこ とになりましたが、いまだ整備されていない事項も残されており、今後もその法改正の 動向が注視されます。

弁護士 江口 拓哉

+84-28-3622-2601 (ホーチミン)

03-5223-7745(東京)

<u>takuya.eguchi@mhm-global.com</u>

弁護士 西尾 賢司

+84-28-3622-2602 (ホーチミン) **A** 

kenji.nishio@mhm-global.com

弁護士 塙 晋

**2** +66-2-266-6485 (バンコク)

susumu.hanawa@mhm-global.com

弁護士 川上 愛

+84-28-3622-2603 (ホーチミン)

ai.kawakami@mhm-global.com

# 3. ミャンマー:自動車及び建設機械・重機の輸入販売に関する Notification の公表

ミャンマー商業省 (Ministry of Commerce) は、2019 年 6 月 10 日付け Notification 第 25/2019 号 (「25 号」)、第 26/2019 号 (「26 号」)、第 27/2019 号 (「27 号」) 及び第 28/2019 号(「28 号」、25 号から 28 号を総称して「本 Notification」) において、ミャン マー国内での自動車及び建設機械・重機の輸入販売(Trading 事業)に関する規制を公 表しました。

本 Notification 以前は、外資による自動車及び建設機械・重機の輸入販売について、 2017年2月17日付け Notification 第15/2017号、第16/2017号及び第17/2017号(総 称して「旧 Notification」、詳細について本レター第 70 号(2017 年 3 月号)参照)が要 件を規定していました。本 Notification は概ね旧 Notification に規定されていた要件をそ のまま踏襲したものとなっていますが、面積要件の追記及び明確化がなされる等、一定

<sup>\*2019</sup>年7月1日からメールアドレスのドメインが変更となりました。

# MHM Asian Legal Insights

のアップデートがされています。本 Notification の概要及び旧 Notification からの主たる変更点は下表のとおりです。

Notification	概要	旧 Notification からの変更点
第 25 号	セールスセンターでの一般自	- 商用自動車については、一般自動
	動車の輸入販売	車と異なる規制が定められた。
第 26 号	セールスセンターでの商用自	- セールスセンターの面積は 9,000
	動車の輸入販売	平方フィート(約 2,743 平方メー
		トル) 以上必要であることが新た
		に明記された。
第 27 号	ショールームによる自動車の	ショールームの面積は 14,000 平方フ
	輸入販売	ィート(約 4,267 平方メートル)以上、
		倉庫の面積は 5,000 平方フィート(約
		1,524 平方メートル)以上必要である
		ことが新たに明記された。
第 28 号	ショールームによる建設機	面積要件として規定されている3エ
	械・重機の輸入販売	ーカー (約 12,140 平方メートル) は、
		倉庫、修理工場及びショールームを合
		わせたものであることが明確化され
		<i>t</i> =.

なお、本 Notification 上、ミャンマーでの Trading 事業の外資開放について定める 2018 年 5 月 8 日付け Notification 第 25/2018 号(「2018 年 Notification」、詳細について本レター第 85 号(2018 年 5 月号外)参照)との関係については明記されていません。ただ、商業省の近時の運用に照らすと、自動車及び建設機械・重機については、2018 年 Notification とは別の枠組みによる取扱いが想定されていることが窺われ、本 Notification に沿った対応が必要になると考えられます。この点の明確化も含め、今後も引き続き商業省の運用に着目する必要がありそうです。

#### (ご参考)

本レター第 70 号 (2017 年 3 月号)

http://www.mhmjapan.com/content/files/00026737/20170322-121853.pdf

本レター第85号(2018年5月号外)

 $\underline{http://www.mhmjapan.com/content/files/00031369/20180516-043759.pdf}$ 

## MHM Asian Legal Insights

弁護士 武川 丈士

**2** +95-1-255135 (ヤンゴン)

★ +65-6593-9752 (シンガポール)

<u>takeshi.mukawa@mhm-global.com</u>

弁護士 井上 淳

**☎** +95-1-255136 (ヤンゴン)

atsushi.inoue@mhm-global.com

弁護士 眞鍋 佳奈

**2** +95-1-255137 (ヤンゴン)

**☎** +65-6593-9762 (シンガポール)

kana.manabe@mhm-global.com

弁護士 畠山 佑介

**☎** +65-6593-9764 (シンガポール)

yusuke.hatakeyama@mhm-global.com

\*2019年7月1日からメールアドレスのドメインが変更となりました。

### 4. シンガポール:ハラスメント防止法改正法の可決

2019 年 5 月 7 日に、ハラスメント防止法改正法案(Protection from Harassment (Amendment) Bill:「改正法」)が国会で可決されました。本改正では、2014 年に施行されたハラスメント防止法(Protection from Harassment Act)に対するフィードバックに基づき、規制対象の拡大及び救済手段の追加等がなされています。以下では、シンガポール法務省が公表している改正法による重要な変更点をご紹介します。

#### (1) Protection from Harassment Court の創設

改正法により、ハラスメント防止法の違反に対する民事及び刑事裁判を専門的に扱う特別の裁判所 (Protection from Harassment Court) が創設されます。当該裁判所は、ハラスメントの被害者に対して迅速にワンストップでの解決手段を提供することを目的としています。

### (2) 個人のみならず会社も法律の対象であることの明確化

改正法では、個人だけでなく会社等の組織も同法による規制の対象になることが明記されています。そのため、会社ぐるみでの従業員に対する嫌がらせ行為等が行われた場合には、会社自体が民事・刑事裁判の対象とされることがあり得ます。

また改正法では、会社等の組織も同法に基づく救済を求めることが可能である旨が明確化されています。例えば、インターネット上で会社に対する誹謗中傷がなされた場合には、ビジネス上の信頼毀損を防止するために、Protection from Harassment Court に対して、当該誹謗中傷行為に対する中止命令(stop publication order)や訂正記事の掲載命令(correction order)を求めることが可能です。

以上のように、改正法は会社もハラスメントに対する民事及び刑事手続の対象になる ことを明確化しているため、従前よりさらに会社として従業員に対するハラスメントの 防止等に努める必要があります。他方、会社が営業妨害になり得るハラスメントの被害 Mori Hamada & Matsumoto

## MHM Asian Legal Insights

者となる場合には、改正法に基づく救済手段を積極的に活用していくという視点も重要 です。なお、改正法の施行時期は未定です。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガ ポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシン ガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 川村 隆太郎

弁護士 畠山 佑介

+65-6593-9754(シンガポール) ryutaro.kawamura@mhm-global.com

+65-6593-9764 (シンガポール) **\*\*** 

yusuke.hatakeyama@mhm-global.com

\*2019年7月1日からメールアドレスのドメインが変更となりました。

# 5. インド:会社法(重要利益帰属者)規則所定の報告書式の改訂版の 公表

本レター第 92 号(2018 年 11 月号)及び第 96 号(2019 年 3 月号)でご紹介したと おり、2018年6月13日付けThe Companies (Significant Beneficial Owners) Rules, 2018 (「2018 年会社法(重要利益帰属者)規則」)において、インド企業省は、直接・間接 を問わず、ある会社の株式の少なくとも 10%以上を保有している者、又はある会社に 重大な影響力を行使する権利を有する者(合わせて Significant Beneficial Owners:「重 要利益帰属者」)に対し、自らが重要利益帰属者であることを当該会社に報告する義務 を課しています(最新の規則では、重要利益帰属者になった場合は重要利益帰属者にな った日から、また、重要利益帰属者としての地位に変更があった場合は当該地位の変更 があった日から、それぞれ30日以内の報告義務が課されています)。また、重要利益帰 属者からその旨の報告を受けた会社に対しては、当該報告を受けてから 30 日以内に、 Form No. BEN-2 と呼ばれる同規則所定の書式により、重要利益帰属者を会社登記局に 報告する義務を課しています。

2019 年 7 月 1 日、インド企業省は、さらに The Companies (Significant Beneficial Owners) second Amendment Rules, 2019 (「2019 年会社法(重要利益帰属者)第2改 正規則」)を公開し、重要利益帰属者であることの報告を受けた会社が会社登記局に対 して報告する際に用いる書式である、Form No. BEN-2 の改訂版書式を公表しました。 この Form No. BEN-2 の改訂版書式では、従前の書式からの内容面での大きな変更はあ りませんが、今回公表された Form No. BEN-2 の改訂版書式を用いてオンライン上で報 告を行う運用が開始されました。

上記各報告については、法定の期限が設けられているため、期限内にこれらの書式を 用いた重要利益帰属者の報告を完了することが必要になります。

今回公表された Form No. BEN-2 の改訂版書式の最新版につきましては、以下の UR Lをご参照ください。

# MHM Asian Legal Insights

http://mca.gov.in/MCA21/dca/downloadeforms/eformTemplates/NCA/Form BEN-2.zip

(ご参考)

本レター第92号 (2018年11月号)

http://www.mhmjapan.com/content/files/00032806/20181121-022632.pdf

本レター第96号(2019年3月号)

http://www.mhmjapan.com/content/files/00036390/20190320-011345.pdf

弁護士 小山 洋平

☎ 03-5220-1824 (東京)

yohei.koyama@mhm-global.com

弁護士 臼井 慶宜

☎ 06-6377-9405 (大阪)

yoshinori.usui@mhm-global.com

\*2019年7月1日からメールアドレスのドメインが変更となりました。

## MHM Asian Legal Insights

### 今月のコラムータイの温泉事情ー

日本が世界有数の温泉大国であることは日本人の皆様であればご存知かと思いますが、実はタイも隠れた温泉大国であることをご存知でしょうか。

温泉は日本人の DNA に深く刻み込まれた文化の 1 つであり、海外駐在等を経験された方であれば、日本食とともに、日本の温泉が恋しくなった経験をお持ちの方もいらっ



しゃるのではないかと思います。タイの首都、バンコクは、日本人生活者が極めて多いことで知られており、こうした日本人の需要に応えるかのように、日本式の温泉が複数存在しています。特に有名なのは、スクンビットソイ 26 に所在する「湯の森」温泉と、トンロー(スクンビットソイ 55)に所在する「Let's relax」です。いずれも日本人生活者の多いスクンビットエリ

アに所在しており、日本のスーパー銭湯と同じくらいの料金で入ることができます。湯の森はカンチャナブリーから輸送した天然温泉が売りであり、他方 Let's relax には下呂温泉と同じ成分の温泉があるようです。どちらも、湯上りにはハイクオリティなタイマッサージを受けることもできますし、他方、餃子にビールといった日本のスーパー銭湯のような楽しみ方も可能です。

このように、日本人の多いバンコクに日本式の温泉があるのはある種の必然ともいえますが、タイには、このほかにもローカルな天然温泉が沢山存在しています。今回は、その中から、クラビのクロントム温泉をご紹介します。クラビはタイ南部(バンコクから飛行機で1時間半程度)に位置し、石灰岩の奇岩に彩られたビーチリゾートが有名で

すが、同じく石灰岩がもたらした天然温泉も人気の観光地です。クラビ観光の起点となるアオナンビーチからクロントム温泉までは 70km 程度、車で約1時間半弱の道のりです。ツアーで行くのがおそらく最もメジャーであり、温泉とエメラルドプール(こちらも人気の観光地です)の半日のツアーであれば約1,300THB 程度(現在の為替レートで約4,581円)の費用で訪問することができます。多くのツアー会社が同じ時



間(午前10時頃)に現地に到着する関係上、ツアーで参加した場合には結構混んでいますので、人の少ない時間帯に入浴されたい方は、バイク又は自動車をレンタルして行かれる方がお勧めです。

こちらは、人工的な温泉施設と異なり、森の中に流れる川自体が温泉になっており、 川の中の岩の窪みによりお湯が溜まっている場所で入浴します。日本式ではないので水 着着用が必要ですが、脱衣所やコインロッカーはないため、事前に水着を着用してくる

# MHM Asian Legal Insights

必要があります。当然ながら、かけ湯という概念はないですが、源泉かけ流しのため、お湯は非常に清潔です。防水カメラで自撮りをしている欧米人も多く、弊職が訪問した際には日本人は見かけませんでした。下流の方で通常の川と合流しているため、のぼせた場合には川に飛び込んでクールダウンすることもできます。なお、常夏の国タイですので、湯冷めする心配は全くありません。

このように、普段慣れ親しんでいる日本の温泉とは一味違う部分もありますが、お湯は 40 度弱で意外なほどに適温であり、少しとろりとした泉質も相まって、非常にリラックスすることができました。

このほかにも、タイには、戦時中に日本兵が発見したといわれるカンチャナブリーの ヒンダート温泉、タイ北部メーホーソン近くのターパイ温泉等、多くの天然温泉が散在 しています。日本人の生活に欠かせない温泉、次にタイに訪れた際には味わってみては いかがでしょうか。

(弁護士 岩澤 祐輔)

Mori Hamada & Matsumoto

# MHM Asian Legal Insights

#### **NEWS**

▶ ロビン・ナドラ弁護士が入所しました

### ロビン・ナドラ弁護士からのご挨拶

これまで 20 年以上にわたり、キャピタル・マーケッツ、アセット・マネジメント及び決済サービス分野の弁護士として東京で執務しておりましたが、この度森・濱田松本法律事務所の一員となれますこと、大変光栄に存じます。森・濱田松本法律事務所におきましても、事務所の優れたチームと共に、クライアントの皆様の国内外に及ぶ様々なリーガルニーズにお応えできるよう取り組む所存でございます。皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### ALB Japan Law Awards 2019 にて受賞しました

トムソン・ロイターグループの、国際的法律雑誌である ALB(Asian Legal Business)による ALB Japan Law Awards 2019 において、当事務所は以下の 2 つのカテゴリーにおける 6 分野で受賞しました。

#### Firm Categories

Banking and Financial Services Law Firm of the Year Japan Intellectual Property Law Firm of the Year Tax and Trusts Law Firm of the Year

### **Deal Categories**

Equity Market Deal of the Year

- Global IPO by SoftBank Corp

M&A Deal of the Year (Midsize)

- Baring Private Equity Asia's Acquisition of Pioneer Corporation

Technology, Media and Telecommunications Deal of the Year

- Global IPO by SoftBank Corp

(当事務所に関するお問い合せ) 森・濱田松本法律事務所 広報担当 mhm\_info@mhm-global.com 03-6212-8330 www.mhmjapan.com